

第652回 統計審議会議事録

1 日 時

平成19年8月3日（金） 13：30～14：30

2 場 所

総務省第1特別会議室 中央合同庁舎2号館8階

3 議 題

1 部会報告

①第25回及び第26回産業分類部会

②第89回企業統計部会

2 その他

4 配布資料

1 部会の開催状況

2 平成19年6月指定統計・承認統計・届出統計月報（第55巻・第6号）

3 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】美添会長、舟岡委員、新村委員、椿委員、佐々木委員、三輪委員、森泉委員、若杉委員、小原委員、永瀬委員、清水委員

【統計審議会会議内規第2条による出席者】

統計局統計調査部長、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省、
経済産業省経済産業政策局調査統計部長、国土交通省、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省政策統括官）】

総務省員沼政策統括官

6 議事概要

美添会長) お暑いところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。まだお見えでない委員もおいでですけれども、定刻になりましたので、ただいまから統計審議会を開催いたします。

1 部会報告

①第25回及び第26回産業分類部会

②第89回企業統計部会

美添会長) 初めに、現在諮問されている案件の部会の開催状況につき、報告をいただきます。

7月24日、それから8月1日に開催されました第25回、第26回の産業分類部会において、諮問第320号「日本標準産業分類の改定について」について議論されましたので、ご報告いただきます。報告は産業分類部会の舟岡部会長からお願いします。舟岡委員) それでは、7月24日に開催されました第25回産業分類部会及び8月1日に開催されました第26回産業分類部会の審議概要について説明いたします。

なお、本日は、前回の第651回統計審議会の部会報告でお話ししましたように、諮問案と、これまでの部会審議の結果、修正した点を対比した資料等を別添としてつけておりますので、後ほどそれについてご質問なりご意見をいただけたらと思います。

それでは、最初に7月24日に開催されました第25回産業分類部会における議論の報告をいたします。お手元の資料1の1ページをごらんください。

第25回部会は、議題が1から6まであります。最初の「不動産業、物品賃貸業について」は、今回の改定案で不動産業と物品賃貸業を統合して、大分類とするという改定案であります。これについては了承されました。統合した後も、引き続き、不動産業のデータの利用に支障がないよう、関係省庁において留意するよう私から要望が出されました。財務省の法人企業統計では、今後も引き続き、「不動産業、物品賃貸業」については、それぞれ結果表章を行うという、そういう意見をいただいております。

2番目の議題の「農業、林業について」であります。農業と林業を統合する、その改定案につきまして、事務局から説明がありまして、審議が行われ、改定案について了承されました。農業と林業を統合した後、行政上それぞれ、例えば国勢調査等で、農業の就業者数、林業の就業者数、それが必要でありますので、引き続き

データの把握ができるよう関係府省庁で協議を行っていただくよう、私から要望いたしました。

漁業につきましては、漁業の改定案等についても同様に了承されました。

今回、農業と林業が統合されましたが、その背景につきましては、先般、6年くらい前ですか、農業基本法が改正されまして、食料・農業・農村基本法ができました。森林につきましても、森林・林業基本法ができ、そして現在、それらの法律に基づいて基本計画が策定されております。それらの施策におきまして、実は農業の対象地域と林業の対象地域が混在していて、政策の対象が相互に非常に関連性が高いということで、今回農業と林業を同じくすることで、政策上も非常に都合のいい状況ができるのではないかと。さらに、林業と農業、昨今の林業経営は非常に厳しくなっていて、林業単独で経営するというのが難しくなって、農家と林家を経営するという林業家が約6割になっております。そういう観点でいっても、データ利用上も農業と林業を統合することが適当と判断されます。

他方、漁業につきましては、国際標準産業分類その他では、農業、林業、漁業、これを1つに大分類として統合されておりますが、日本の場合は、本当に四方を海に囲まれておりまして、漁業の割合というのが非常に高い状況にあります。例えば、200海里水域面積というのが日本の固有の漁場であります。それが国土面積に対する比率は、日本は18%。同じく海に囲まれていますイギリスは4%、アメリカは0.8%、フランスは0.6%です。食糧自給という観点からいって、金額ではなかなか各国比較できませんので物量ベースでとらえますと、穀物生産量に対する漁獲量の比率は、日本で37%。イギリス3%、アメリカ1.3%、フランス0.8%、中国は4.8%と、そういうぐあいに、日本の漁業というのが世界各国と比べて、かなり特別な産業上の位置を持っているということがわかるかと思えます。データ利用上も、漁業で農家を兼営しているというのは10%くらいでありますので、農家、漁家を一緒にすることというのは、余り利便性が高まるとは言えないという、そういう背景がございます。

それから、4番目の製造業についてであります。製造業の改定案の中で、細分類「集積回路製造業」、これについて改定案では、アナログ型の集積回路製造業とデジタル型の集積回路製造業、それからその他の集積回路製造業、この3つの細分類に分割して、より詳細に集積回路製造業についてとらえることができるように計

画されておりました。

さらに部会では、集積回路について、プログラムの負荷の割合の高さ等を加味して、さらに細かく分けることがデータ利用上必要であるという、そういう意見が出されまして、汎用の集積回路と、セミカスタムまで含めてですが、それとカスタム型の集積回路製造、こういうものを例えば分類として、さらに分けることはできないかと、そういうことについて検討することといたしました。

実は、こういうさらに細かくするという議論をしていたのですが、次回の、その次の第26回部会では、最新の工業統計調査等の結果を詳細に調べますと、この間、我が国において集積回路製造業の事業所が非常に少なくなっている。小さな規模区分のところではエックス表示で表示できないところも出てきている。さらに、アナログ型とデジタル型、これを合わせて事業を営んでいる事業所がかなりの数に上るということで、次回の26回の部会では、改定案を細かくすることから、さらにもとに戻りまして、現行の細分類の集積回路製造業1つのままでいくという、そういうことが次回の部会で了承されました。少し先取りする形で恐縮ですが、二転いたしました。

それから、製造業につきまして出された意見としまして、例えば肉製品製造業とか乳製品製造業、これを細分類に分割することとなっておりますが、これについては、単に構成比のみに基づく量的基準で分割を判断することは適当ではないと。どれだけ事業所数、出荷額等が増加しているかというその伸び率も加味すべきだという意見もありましたが、他方、産業分類全体の中で見ますと、製造業のウエートに比べて項目数は決して多くありません。そして、ここで例示されております肉製品製造業とか乳製品製造業につきましては、出荷額ベースあるいは付加価値額が増加していますので、分割案は妥当だという意見も出されまして、改定案どおりといたしました。

その次の5番目の「卸売業、小売業について」であります。これにつきましては、第23回の産業分類部会の審議を受けまして、経済産業省から資料を提示していただいて説明が行われた後、審議がなされました。そして、その改定案につきましては、おおむね了承されました。

その際、ホームセンターの定義について、本当にこれで適切であるかどうかということめぐって意見が出されました。ホームセンターの定義につきまして、店舗

の規模を売り場面積250平米以上としておりますが、ホームセンターの業界団体では、内部基準として売り場面積が330平米以上のものとしております。両者で規模の基準が異なるわけでありますが、現行の商業統計では、250平米以上としておりますが、産業分類をこれと合わせることで、業界団体からのヒアリング等で支障はないということを了解しております。

ホームセンターの定義の中に、さらに定義を明確にするために特定の商品、例えば建築材料、これを設定することで、より明確になるのではないかという意見が出されまして検討した結果、同じく次の第26回の部会におきまして、ホームセンターの定義としましては、次のように定義することといたしました。

主として、住まいの手入れ、改善に係る商品を中心に、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具、収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品ぞろえし、セルフサービス方式により小売りする事業所で、店舗規模が大きい事業所をいう、そういうぐあいの定義といたしました。

それから、今回の修正案で、小売業の分類体系を中小分類のレベルで卸売業に合わせて整理するという事は、商業活動を全体としてとらえる上でユーザーの立場に立つと非常に歓迎できることだと。それから、無店舗小売業について、これを中分類として新設することで、既存の有店舗を主たる対象とした商業統計等の調査結果を適切に利用できるということで歓迎できるとされました。

それから、小売業の代理・仲立業についてであります。これについては次回の部会で審議することとされまして、次回の第26回分類部会では、中分類「無店舗小売業」の中の小分類「619その他の無店舗小売業」の中に含めて、所有権の移転を伴う小売業であるか否かということは改めて問わずに、少なくともしばらくの間は「その他の無店舗小売業」として扱うという、そういう扱いとなりました。

それから、機械機具製造業の名称等につきましては、機械機具の卸売業、小売業の名称につきましては、製造業の分類におきまして名称が変わりましたので、それに合わせて、次回の部会、26回の部会で審議いたしまして、それぞれ一般機械については、「一般機械卸売業」につきましては「産業機械卸売業」等の変更を行って、製造業の名称と対応するような変更がなされております。

第25回部会のその他のところで、金融業について、金融業の中分類「貸金業、非預金等受入金融機関」の「非預金等受入金融機関」の名称で、「非」が「預金」に

かかるのか、それとも「受入」にかかるのか非常にわかりにくいので、誤解を受けないよう説明書きをもう少しわかりやすくする必要があるという意見を受けまして、26回の部会では説明書きをわかりやすく変更いたしました。さらに、審議の中で、名称もわかりやすく変更するべきであるということで、名称につきましては、「預金等非受入金融機関」と修正いたしました。

それから、金融業の細分類として、政府関係金融機関の内容例示についても、廃止がスケジュール化されているものについては例示として記載する必要がないだろうということに対応しまして、26回部会では、内容例示からそれを外してあります。

教育について、今回の改定案で新たに設けることになりました小分類の学校教育支援機関、そこに含まれる機関で、必ずしも学校教育支援機関として含めることが適当ではないと思われるものがあるという指摘を受けまして、第26回部会におきまして、その中の1つだけ落としました。後ほどまたあわせて説明いたします。

以上が、第25回産業分類部会と、それを受けた26回産業分類部会についての結論であります。

続きまして、8月1日に開催されました第26回産業分類部会における議論の報告をいたします。

同じく資料1の4ページをごらんください。ここでは、幾つかこれまで審議が未了となっております課題につきまして、どのように対応したかという案が示されまして、それに基づきまして審議いたしました。大きく分けて、総説に関する課題、それから説明文に関する課題、それから内容例示に関する課題、分類項目に関する課題、それぞれの課題に対する対応について審議いたしました。

まず、1番目のプラントエンジニアリング業。これを新しく新設します大分類「学術研究，専門・技術サービス業」に配置し、内容例示することについては、建設業と紛れが生じないように、建設業の総説の中の「建設業と他産業との関係」欄において、プラントエンジニアリング業は建設業に含まれていない旨明記するようにいたしまして、そのことについて了承されました。

プラントエンジニアリング業、総合建設業と業務内容が類似しているところがあって、両者を区分できないのではないかという意見もありましたが、対象となるプラントは石油精製、化学、製鉄、発電等に限定されているので紛れは生じないという考え方が大勢の意見でした。

それから、公務について、その総説の中で、どうも説明書きが文章として適当じゃないところがあります。公務につきましては、これまで第11回までの改定でほとんど十分な検討が行われていなかったところで、内容例示等でも昨今の独立行政法人化に伴う動き、あるいはその際の公務員型、非公務員型の区別等々の状況を踏まえて十分な検討を今回行う必要があるということで、第26回でも検討しましたが、まだ十分結論を得るに至りませんで、これについては各府省庁が、自分の本拠地として守備範囲でありますから、それぞれの各府省で内容例示等については十分吟味検討していただいて、次回の部会で最終的に結論を得たいとさせていただいております。

次の説明文に関する課題に対する対応につきまして、情報通信業の中の細分類「組込みソフトウェア業」の説明文につきましては、家庭用電気製品、これが「組込みソフトウェア業」の対象製品として大きなウエートを占めているということで、「家庭用電気製品」の文言を追記することといたしました。

それから、「金融業，保険業」の中分類「貸金業，非預金等受入金融機関」、これにつきましては先ほど報告いたしました、「預金等非受入金融機関」に改めるとともに、日本政策投資銀行につきましては、完全民営化されるまでの間は当該分類に含む旨、ただし書きを付すことといたしました。これについても少し十分吟味検討する必要があると理解しております。

それから、「学術研究，専門・技術サービス業」の小分類、細分類「獣医業」の説明文について、わかりやすいような修正がなされました。そして了承されました。

同様に、「複合サービス事業」の細分類「郵便局」、「簡易郵便局」の説明文についても、「委託を受けて」というところをもう少しわかりやすく説明を修正するようにいたしまして、それについても了承されました。

それから、内容例示に関する課題に対する対応につきまして、プラントエンジニアリング業とプラントメンテナンス業、これにつきましては、新たな大分類「学術研究，専門・技術サービス業」の細分類「他に分類されない技術サービス業」に例示することが了承されました。

このプラントエンジニアリングにつきましては、それをどこに分類するかということめぐって、SNA等でも大変悩んでいるところでありまして、今回分類がこういう形で明確な位置づけをしたということで、SNA等の分類についても影響を

与えるものだと理解しております。

それから、先ほど報告の中で示しませんでした、「教育、学習支援業」の中の新たな細分類「学校教育支援機関」に含まれる機関としまして、当初7つ置いてありましたが、その7つの中の1つの内容例示、何でしたか。

―――) 教員研修センター。

舟岡委員) 教員研修センター、それを別のところに置くことが適当ということで、この「学校教育支援機関」の内容例示から外しました。

それから、エの分類項目に関する課題に対する対応についてですが、集積回路製造業については、先ほどご報告したとおりであります。

「運輸業、郵便業」に、新たに新設します中分類「郵便業（信書便事業を含む）」につきましては、当初、郵便業と信書便事業、これを小分類、細分類として置いていましたが、信書便事業については、これを削除しまして、中分類、小分類、細分類、すべて「郵便業（信書便事業を含む）」とすることで了承されました。

それから、前回の審議会でご意見をいただきました件ですが、「金融業、保険業」の中に細分類として「中小企業等投資育成業」が設けられておりますが、これについては機能面で投資運用業と類似しているのではないかと。官が行うのか、民が行うかということで区分することは適当ではないという意見も参考にしながら審議した結果、最終的に「中小企業等投資育成業」は新たに設けました細分類の「投資運用業」に統合するということが了承されました。

それから、「教育、学習支援業」に分類されています細分類「フィットネスクラブ」につきましては、会員にスポーツを行うための施設を提供することが主たる事業と考えられますので、新たに大分類として起こした「生活関連サービス業、娯楽業」の中の中分類「娯楽業」の小分類「スポーツ施設提供業」に分類して、関連して、「教育、学習支援業」の細分類「スポーツ・健康教授業」、これについて、施設提供が主である、そういう事業はここに含まれないという説明書きを詳しく記すことで、紛れがないようにすることについて了承されました。

「卸売業、小売業」については、先ほど報告したとおりでございます。

広告に係る経済活動について、これをどうするかというのは、前回の改定、今回の改定での一つの課題でありましたが、今回結論を得ました。まず、大分類「サービス業」の中に今置かれております細分類「広告制作業」、これはそのほかの文字

情報、音声情報、映像事業、いわゆるコンテンツを制作する事業活動と相違しないということで、それらは大分類「情報通信業」に分類されておりますので、同じく「広告制作業」については「情報通信業」へ移すと。

それから、これまで「サービス業（他に分類されないもの）」に分類されていました中分類「広告代理業」につきましては、これまで「広告代理業」という名称ですが、従来の広告業というのは、生い立ちからしますと、広告媒体を例えば新聞とか放送局から買い取って、あるいはその委託を受けて、それを代理する形で広告主を見つけてきて、そしてそこにコンテンツを企画し提供するという、そういう業態から「広告代理業」と称されていましたが、むしろこの代理業というのは、実態からしますと、広告依頼主の代理を行う、そういう事業の性格が変わってきているということを手前の2社の広告業の方々からご意見をいただきまして、彼らの意見でも「広告代理業」というよりは、むしろ実態からすると「広告業」というのが適切であるという判断をいただいております、顧客の依頼に沿って企画・制作・媒体選定、いわゆる広告全般に係るコーディネーションを行うのがかつての「広告代理業」であったということで、それにつきまして、名称を「広告業」と改称しまして、その分類の置き方としまして、「学術研究、専門・技術サービス業」、そこへ移すことが提案され、おおむね了承されました。

ただし、今回の見直しによりまして、「屋外広告業」、これがなくなるということが修正案として出されましたが、これについて、そのなくすことの支障がないかどうかということについて、特に国土交通省で業界の実態を確認した上で、次回に改めて検討することとされました。

それから、本社等の管理事務、補助的経済活動につきましては、「管理、補助的経済活動を行う事業所」の小分類について、原則すべての中分類に設けることとされました。しかしながら、今回のこういう分類を設けることにつきまして、慎重に審議する必要もありますので、各府省庁は所管する産業につきまして、「本社等の補助的経済活動の主な内容」について再度見直してもらって、そして確認することといたしました。

2番目の議題であります日本標準産業分類一般原則につきまして、資料の説明に続きまして、私から事業所の産業格付の考え方等につきまして、少し統計データ等に基づいた資料作成して、それについて説明し、そして、詳細については次回の部

会で審議を行うことといたしました。

次回の第27回産業分類部会は8月9日に行い、課題の整理、それから答申案文の骨子を議題として開催することとしております。

本日、このほかにお配りした資料としまして、別添資料1、別添資料2、別添資料3がございます。別添資料1は、日本標準産業分類の大分類項目が、設定当初からどのような変遷をたどってきたかということを一覧表の形にしたものであります。別添資料2は、前回の改定、第10回改定の日本標準産業分類の大・中分類項目から、現行の産業分類、それから諮問案における改定案、それから、一昨日、部会審議が行われた後の修正案につきまして、大分類、中分類項目がどのように変わったかということをもとめてございます。この中で、先ほど申しましたが、「広告業」につきましては、「屋外広告業」の取り扱いについて、まだ最終的な決着を得ておりませんし、「公務（他に分類されないもの）」につきましても、名称、それから内容例示等について、改めて審議することとされております。別添資料3は、現行分類、それから第12回の改定諮問案、それから一昨日の部会審議を踏まえた修正案について、大分類、中分類、小分類、細分類について、それぞれどのように変更が行われたか、なされたかということを示した、71ページの表でそこにお示ししてございます。

多分、統計審議会、この分類の具体的内容について、いろいろご質問なりご意見をいただくのは、この審議会が多分最後ではないかと思われまので、この機会にいろいろご質問なりご意見をいただけたらと思います。

以上です。

美添会長）ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等お願いします。いかがでしょうか。

意見はたくさんあるんだろうと思いますけれども、私からまずきっかけの意味で、少しこの位置づけを考えていますけれども、最後に別添資料についてご説明いただきましたけれども、例えば別添資料1を見ますと、前回の改定、今回の改定の流れが非常に明確になると思います。前回の改定が非常に大きな改定で、基本的にサービス業という、ある意味で雑多なものが含まれていたところが明快に整理されたものだと思います。特に情報通信業の位置づけが明確になったこと、それから飲食店と宿泊業を一体のものとして大分類に起こしたこと、それから医療、福祉、教育、

学術支援など、この位置づけは前回の改定が大変大きな変更を含んだもので、大変明確になったものだと思います。

複合サービス業というやや特殊な、我が国固有のものが残っていますけれども、これも今回の改定ではそのままですが、近い将来どうなるかも踏まえると、今回の改定の後の検討課題に恐らく残るところではないかと思います。

今回の検討は、前回11回から今回にかけて、非常に大きなところは、最初にご説明いただいたように、農業と林業はまとめて1つの大分類にする。しかし、漁業はこのまま独立したものとして残すというご提案でした。この辺は私は昔から諸外国のものを見ると、この3つはフィッシャリーまで含めて一体のものなので、人口等も考えて日本でもそうなるのかと漠然と予想していましたけれども、先ほどの舟岡部会長の整理のように、日本はやはり漁業に関しては特異な位置づけにあるようで、ご提案は漁業は独立したものとするということになっています。

今回、そのほかに幾つか目玉になりそうなところがございますので、そこを中心にご質問、ご意見をいただければよろしいかと思ひます。いかがでしょうか。

――委員) すごい細かいことでもいいですか。目玉になるところじゃないと思ひますけれども、ちょっと今ご説明でよくわからなかったのがあつて。

1つは、さっきの教育支援産業ですか。あれは教員研修センターを除いた理由とこのをお教へいただければというのが第1点で、もう一つは、これは言葉の話なんですけれども、預金非受入機関でしたっけ、というのは余りよくこなれていない言葉のような気がしたんですけれども、業界の方もこれで……。ノンバンクですよ、要するに。ノンバンクを対象とするもので、何か新たにその言葉がテクニカルタームとして出てくるのかなと思ひると、何か余りいい日本語じゃないかなというふうになつて思つたんですが、そういう議論はなかつたのでしょうか。

美添会長) 預金非受入……。

――委員) そう。金融機関という。

美添会長) ほかに。

――委員) その2つをちょっと教へてください。

舟岡委員) 今回、学校教育についてですが、これまで高等教育機関、学校教育につきましては、80をごらんいただきたいと思ひますが、何ページになりますでしょうか。別添で59ページをごらんいただきたいと思ひます。

従来は、現行では「学校教育」の中には「小学校」、「中学校」、「高等学校、中等教育学校」、「高等教育機関」、「幼稚園」、「専修学校、各種学校」、これらが小分類として設けられていました。今回少し順番を変えることとあわせて、「学校教育支援機関」というものを設けることといたしました。これは国立大学法人等、これまでと違った形の経営形態が出てきたことに伴いまして、従来、学校教育の範疇では置けないような高等教育機関の評価を行ったり、センター試験を実施したり、教職員の研修など、学校教育の支援活動を行う事業所が出てきたことに伴って、こういう機関を設ける必要があるとされたわけであります。

それについて、教員研修センターもここに含めることといたしました。これについては「職業・教育支援施設」ですね、ここに含めることがその活動の類似性からいって適当であるという意見が出まして、審議の結果、ここに入れた。何も教育だけの分野でそういう研修の支援を別のところに置くというのは適当ではないと。類似の活動であるということで、そこに置くことにいたしました。

――委員) それは何番ですか。職業・教育支援というのは、どこかに項目が立っているんですか。

舟岡委員) 822の「職業・教育支援施設」。ちょうど82番「その他の教育、学習支援業」、
「821社会教育」の下に822として「職業・教育支援施設」がありまして、その中に設けることといたしました。

美添会長) 8221ですね。

――委員) 教育、職業をとということなんですね。

舟岡委員) はい。その8221です。「職員教育施設・支援業」とすることといたしました。
よろしいでしょうか。

それから、ノンバンクについてですが、ノンバンクについては、当初、その他の非預金等受入機関として、これは現行では「その他の貸金業」、47ページです。現行で47ページで、64の「貸金業、投資業等非預金信用機関」というのがありました。ここの中に、政府関係金融機関を同じく分類することといたしまして、この政府関係金融機関というのは非常に少なくなって、そしてもうそれが何らかの形で民営化するとかということが予定されておりますので、ここに置くことが適当であるという判断に立ったわけですが、そのときに、その名称をどうするかということで、諮問案の段階では「貸金業、政府関係金融機関等非預金信用機関」といたしました。

それについて、政府関係金融機関というのが行く行くはなくなる。そして、あったとしても非常にいろんな金融業を支える機構的なものしか最終的には残らないということで、部会の審議を経て、「貸金業、預金等非受入金融機関」とすることにした次第であります。

その中で大きく変わったのが先ほど申しました「6492投資育成業」、これは3つあります、政府が、公的な部門が出資して、そして投資を育成するという事業ですが、これについては、ここには置かずに、ほかのベンチャーキャピタルと同様に「65金融商品取引業、商品先物取引業」の中の651の「金融商品取引業」の中の「6513投資運用業」の中を含めるといたしました。

預金等非受入というのは、これは預金を受け入れずに、例えば現行、日本政策投資銀行がここに含まれますが、これについては譲渡可能性預金、これで資金を調達してしまっていて、譲渡可能性預金というのは、預金という名前はついていますが、実質的な機能としては、コマーシャルペーパーを発行して資金を調達するものと同じであって、預金とは言えない、そういう扱いになっている。

――委員) そういうことじゃなくて、日本語として、何か初めて出てきた……、造語されたわけですか、今回。

舟岡委員) 造語というか、非受入というのが、何かこの審議会の場で、いい名称があれば、ぜひいただきたいんですが。

――委員) これまでは、非預金信用機関といていたものと同じものだと理解していいんですか。

舟岡委員) はい、そうです。

――委員) それを言いかえたわけですね。

舟岡委員) 言いかえたんです。当初は、途中の段階で、非預金等受入金融機関になりまして、その場合に「非」が、先ほど説明しましたが。

――委員) そのご説明はわかったんですけども、これまで非預金信用機関といていたものと同じものであるならば、何でわざわざ言いかえたのかというところがよくわからなかったんです。

舟岡委員) これは金融庁の意見も参考にしたのですが、どういう背景でしたっけ。

―――) 今、金融の関係では、預金受入機関という使われ方をしているということでございまして、預金を受け入れないということであらわすとすれば、非預金受入機関と

いう表示がいいのではないかというご意見をいただき、こういうふうに修正いたしました。

美添会長) これは業界の専門の方が素直にわかるような表現であるということであればいいのですが、小原委員、何かコメントいただけますか。

小原委員) 預金等受入金融機関というのは、その業態で使われている用語なんですけれども、専門でない人でも、ここに「非」を入れるのかなというのが、ちょっと何か日本語的におもしろい発想かなという。私は、預金等受入金融機関でない機関みたいな。

舟岡委員) だから、そういう意見も出まして、でも、通常、そういう文章にして産業分類の名称を立てるというのはやっておりませんで、そこだけ立てるというのは適当じゃないということで、非常に簡潔にという結果、紛れがない、多少こなれていなくても、こういう分類名称が適当かなという結論でありまして、こういうものも、産業分類というのは幅広くいろんなところで使われますと、自然に昔からこういう名称があったのではないかと定着していくんだろーと思いますが、そういう役割も担っているのかなと。ただいいただいた意見を改めて次回の部会でご紹介して諮りたいと思いますが、何かその場合、こういう名称が本当に適当である、わかりやすいというのがありましたら。何かありますか。

ー委員) 片仮名はいけないんですよね、ノンバンクなんて。

舟岡委員) それはもっと定義が不明になるでしょうね。

美添会長) 一般論として文章にはしないということでしたけれども、明確にするということと、できればこなれた日本語に、できるだけ日本語で内容をあらわすような表現を探すということで工夫していただいていると思います。この場で思いつかなければ後でもご提案いただければいいと思います。

三輪委員、お願いします。

三輪委員) 62番と64番の間に63番というのがあって、62と63と64の関係が、実態を知っている人はあれだろうということはわかるんですけども、ロジカルに言うと、これはわからないと思うんです。

美添会長) どことどの区分がですか。

三輪委員) 63番の位置づけがよくわからない。つまり、論理的に言いますと、協同組織金融業というものは、預金を受け入れれば62に近くなりますし、受け入れなければ64番に近くなりますよね。ということは、64番の中には協同組織のものが入っていない

という。

美添会長) 62番にですか。

三輪委員) 64番には。

美添会長) 64番には入っていませんね。

三輪委員) それは知っている人は、それはそういうことになるんだろうと思いますけれども、率直な印象は、銀行業というのは、先売りで昔からそう言っているからというところがありますけれども、もしも64番に「非」というのを非常に強調されるとすれば、62番の名前を変えるという、つまり預金受入金融機関と、こちらに「非」をつければもっとはっきりする。

美添会長) 銀行業というのは、一般的に定着しているんじゃないんですか。

三輪委員) いや、それは法律がそうなっていますから、それはそうだと思いますけれども、私も「非」というのは非常に抵抗がありまして。こういうようなところに「非」をつけるのは。

美添会長) 何かいい名称がありませんか。

三輪委員) それは、普通で言いますと、62にこういうイメージを持っているから、64がこうなるというだけのことであって、いつまでもこういうのを続けるのかしらという気は本当にありますけれども、いずれ大分類の農業と林業みたいにずっと先細りになっていく可能性もありますから。とりあえず「非」をここに付けますと、何回か先には、だれがこんなことをしたんだろうということになりそうな気がしますけれども。

舟岡委員) では、これについては、ただいまいただいた意見を参考にして、次回部会で、もう一度この名称については検討いたします。金融庁からもご意見をいただいて、再度審議いたしますが、それまでにいい名称等についての意見がありましたらお寄せください。

美添会長) 今の件ですが、名称ももちろんそうですけれども、内容としては62、63を除くそれ以外という意味で明確にするということですね。

舟岡委員) そうですね。

美添会長) ほかの書き方だと、何々を除くということでもおかしくはないし、国際的にも、英語の表現を考えてもそれが自然かもしれませんので、含めてご検討をお願いします。

ほかにございますでしょうか。

清水委員、お願いします。

清水委員) 今、会長からも一部出ましたけれども、今回の改定、前回は事務的に国際比較と
いいですか、分類の国際比較について、ある方向をたどったという事務的な国際比
較の可能性についての部会としてのまとめがあったと思うんですが、今回の改定、
これはもうほぼ8合目から9合目に来たと理解してよろしいでしょうか。

そうしますと、ただいまご説明に使われた資料のうち、日本標準産業分類の一般
原則に準ずるような形で、今回の改定に国際比較の可能性ということを織り込んだ
場合、どういう方向をたどってきたのか。これはぜひ、今後の大変重要な問題だと
思うんです。

例えば、今回の改定案が答申されて、その方向で分類が新たに改正されるとして、
そこでの英文表記はどうか。英文だからといって、国際的な比較可能性がある
とは言えないんですが、そういうことも含めて、そろそろ統計体系の国際比較とい
う観点で、分類がその重要なパイプ役を果たしますので、そういう点についても、
ぜひ部会でご議論いただければと思います。

舟岡委員) 実は、この分類改定審議の結果、きょうお示したような結果にたどり着いたん
ですが、たどり着いてみますと、国際標準産業分類と極めて近いものに近づいてお
りまして、現行、リビジョン4で国際標準産業分類は大分類が21立っております。
そのうちの、21の1つが治外法権機関及び団体、それからもう一つが、公私として
の世帯活動及び世帯による自家利用のための区別されない財及びサービス生産活動
というわけのわからない分類ですので、それを除きますと、数の上では非常によく
似ていると。

では、両者で違いがどこかといいますと、先ほど話に出ました農業、林業、漁業
が、I S I Cでは1つになっている。それに対して、電気、ガス、熱供給、それか
ら水道事業、これが国際標準産業分類では2つに分かれている。そういうところが
両者の間の大きな違いでして、あと「芸術、娯楽及びレクリエーション」という形
のくくりとか、例えば「保健衛生及び社会事業」とか、公務については、「公務及
び国防、行政、社会保障事業」という形で、その大分類の中身については多少各国
の産業事情によって異なっていますが、大体分類の比較という点で、中分類ベー
スでは国際的に比較できることを一つの国連の指示として出されておりますが、それ

は満たしておりますし、大分類でも互いに比較できるようにほぼなっているというぐあいに理解しております。

今回、ちょっとただいまの清水委員の話と別の観点で言いますと、先ほど会長が、サービス産業についてさらに詳細にして、現在のサービス経済下の実態をよりよく反映するような形で分類、改定が行われたという説明がございましたが、それに加えて今回の大きな改定というのは、物に関係する産業、これは我が国において統計が非常に充実している分野です。例えば農林業センサスを中心として、農業、林業の統計は整備がちゃんとされております。製造業と卸売、小売業についても、例えば工業統計あるいは商業統計等でかなり世界に誇る統計が整備されていて、非常に立派な統計が整備されているがゆえに、なかなかそこから脱することができずに、この統計の継続性とかという観点で分類が変えられないという。本当は分類を変えることで統計の中身も変えてもらおうと、世の中がよりよくわかりやすくなると思うんですが、それができていなかった。

今回、農業と林業を1つにする。それから製造業についても、機械部門を中心として大きくなってきましたから、これについて分割し、そして卸売、小売業につきましては、無店舗の小売業を設けるとか、あるいは新しい業態による分類を登場させるとか、それとか、本社等の管理的補助的経済活動、これを置くことによって、例えば小売業については、自家用倉庫とか購買、あるいはもろもろの広報宣伝を行う、言ってみればロジスティックを担当するようなそういうところとの組織的なつながりが小売業の中でとらえることができるようになった。同様に、製造業についても、本社等のサポート部門がどのように現場とかかかわっているのかということが、少なくとも分類ではとらえるようになったと。これを統計調査をさらに充実させて、製造業あるいは卸売、小売業がとらえられるようになりますと、全体として今、製造業あるいは卸売、小売業で進展している企業内部でのサービス化の進展、これが確にとらえられるようになるんだらうと、そういうぐあいに期待しております。

美添会長) そろそろ、時間に限りがありますので。

永瀬委員、お願いします。

永瀬委員) 最初の、この部会が始まったときに少し問題意識をお話しして、その後、特段修正もないので、今回、もう大詰めだということなので、ただ、もう一度少し申し上げたいと思うのが、保育園と幼稚園と、それから認定こども園と認可外保育園です

とか、児童預かりサービス業ですとか、ベビーシッター派遣業ですとか、家事サービス業との、こういったところの関係です。

今回のどこに入るのかなというのをよく見てみますと、幼稚園は59ページの811のところ「幼稚園」というふうに入ってきて、それから、保育所は62ページの「児童福祉事業」の中に「保育所」と「その他の児童福祉事業」が入ってきます。そうすると、児童福祉という形ではなくて、補助金が全くなしに児童預かりサービスをしているようなところはどこに入ってくるのかなというのが少しわからないというのと。だから、ここの「児童福祉事業」の中の「保育所」に入っているのかなと。無認可やそのほかのマンションの一室でやっているようなところですね。

それから、あともう一つ関係するのが56ページの792番の「家事サービス業」なんですけれども、ベビーシッター派遣はここに入ってくるのかなと思ったりするわけですが、あと、家政婦さんもここかなと思うんですけれども、実は家政婦さんの派遣、訪問所の多くは、現在は多分62ページの8544の「訪問介護……（テープ反転）……家政婦派遣だけではなくて、どちらかという、このケアサービスワーカー派遣の方に移っているところも多い、両方しているところが多いと思うんです。そうなってきましたと、子供に対する、特に低年齢児に対するサービス、あるいは預かり、あるいは教育というところは、利用者の視点から見ると非常に近いところなんですけれども、それがかなり分散しているんですけれども、今回はここまでだったのかなと思いつつも、私としてはずっとこれは探すのが大変で、それこそ国によって非常に置き方は違います。子供の視点というところで見ているところもありますし、幼稚園というのは五、六歳より上しかないところもありますし、国によってかなり違いますので、今回、こういう形で分散されているということが、今、少子化というのが非常に問題になっているわけなんですけれども、もう少し整理が可能ではないのかなということをお話したいと思っています。

美添会長）ありがとうございました。一言お答えがありますか。

舟岡委員）そこから分類するというので、供給サイドに焦点を当てて分類することが一つ的前提になっておりますが、今回の審議におきましては、需要サイドにも十分気を配って分類、改定という作業を行ってきました。今、永瀬委員ご指摘の件につきましては、やはり明確に区分できて紛れがないという観点で、法律に基づいてその事業が認可されているもの、あるいは資格要件を必要とするもの、そういう言ってみ

ますと、サービスをする側がどういう条件を前提として、そういうサービスが行えるのか、そこから分類していることは確かです、そこが定義上非常に区分しやすいということですし、需要サイドというのと、それこそ需要を受ける側によって分類のまとめ方というのがまちまちになりがちです、現段階ではまだそこにまで踏み切れなかったということが実情であります。

永瀬委員) では、無認可保育園等も児童福祉事業の中に入ってくると、そういう理解でよろしいんですか。

舟岡委員) 無認可ってありましたっけ。

――) よろしいでしょうか。保育園と保育所という、要するに無認可保育園ということでございますね。これにつきましては、統計分類上は同一の場所に含むということでございます。

美添会長) 申しわけありませんが、時間がそろそろ限られておりますので、この議題についてはこの辺で閉じさせていただきたいと思いますが、大きな質問がございますでしょうか。

議論ができるのは、先ほど舟岡部会長の発言にもありましたけれども、本日が最後で、次回は原則として、コメントはつけられますが、差し戻しという可能性はありませんので、建設的な発言は可能としても、修正を求める発言があるとしたら、きょうが最後ということで、少し時間をとらせていただきました。

先ほど部会長報告の中で、今の永瀬委員の質問にも関連することですが、分類の一般原則について、原案を提示して議論をするということでしたが、それにつきましては、きょうは議論する時間はないので、先ほど部会長がその一部分を紹介していただいた内容で理解をするということにとどめさせていただきたいと思います。恐縮ですが、次回の答申に向けて、引き続き審議をお願いいたします。

どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。

次に、7月19日に開催されました第89回の企業統計部会において、諮問第321号「法人企業統計調査の改正について」について議論されました。ご報告を企業統計部会の若杉部会長からお願いします。

若杉委員) それでは、ご報告をさせていただきます。

法人企業統計調査の改正計画につきましては、前回の7月13日開催の第651回統

計審議会において諮問されまして、企業統計部に付託された次第であります。本件につきましても、次回の統計審議会の答申に向けて、計4回の部会を開催することで審議を進めております。7月19日に最初の部会でございます第89回の企業統計部会を開催いたしまして、審議をいたしました。

お手元の資料1の部会の開催状況の7ページでございます結果概要に沿って、ご報告をさせていただきます。

まず、部会審議に先立ちまして、部会長代理といたしまして、前部会長の舟岡委員にお願いいたしまして、お引き受けをいただきました。それから、専門委員としまして、前回に引き続いて、高橋委員の方から、今回は改正計画案が金融・保険業を追加するという性格も加味しまして、金融・保険業の実情に精通した方ということで、野村證券の岡本専門委員、それから東京大学の大日方専門委員、早稲田大学の川本専門委員、一橋大学の塩路専門委員の4名の方に新たにご参加をお願いいたしております。

第89回の部会でありますけれども、初めに事務局から諮問の趣旨の説明を行いまして、その後、実施部局であります財務省から改正計画案の全体及び試験調査の結果についてご報告を受けました。

第1回ですので、改正計画案等について、各委員、専門委員、あるいは各省庁、あるいは都道府県の審議協力者から幅広く意見を求めた次第であります。その結果、かなり広範な意見が出されております。主な意見について、かいつまんでご報告をさせていただきますと思います。

まず、カテゴリ別に整理しておりますので、順序はさまざまでありましたけれども、最終的にはこういう形で整理されるだろうということでもあります。

まず、調査対象業種の追加でありますけれども、これはいずれもこれを評価するという内容の意見が出された次第であります。長年の懸案であるということに関して、今回そういう追加がなされるというのは非常に望ましいという点。それから、②にありますように、特に金融・保険業における設備投資等のデータがとらえられるということは非常に有益であり、政策ニーズだけではなくて、さまざまなパブリック・サービスの観点からも重要なデータが提供されるのではないかと。あるいは、③のように四半期ベースでの実態把握が可能になるということ。あるいは、これまで明らかでなかった貸金業等の実態も含めて把握が可能になるということで、重要

な改正であるという旨の意見がございました。

それから、調査事項につきましては、①にございますように、調査項目に係る議論に当たって、政策上の最大の効果を出すにはどのような調査項目が必要かということについて、より具体的に提示していただきたいというようなこと。あるいは、必然的に把握すべき項目、あるいは表章すべき項目がその結果明確になって、議論に役に立つのではないかとというようなご議論がありました。

それから、②にありますように、リース会計基準の変更がございまして、所有権移転外のファイナンス・リースの取り扱いに関しては、手当てしなければいけないのではないかとというような意見もございました。

あるいは、④のように従業員の数あるいは給与・賞与等について、正社員を減らして派遣社員をふやすということでコスト圧縮を図っていると、こういった企業の実態をより深く反映するという観点から、これらの従業員数あるいは給与・賞与に関する項目について、正社員と派遣社員に分けて把握するというようなことも一案としてあり得るのではないかとというような意見もございました。

それから、大きな点で標本設計あるいは調査方法につきましては、①にございますように、今回、金融・保険業については調査客体を2年間継続して調査するという手法をとっております。今後、その結果、検証結果をもとにしながら、毎年標本がえを行うことに伴う調査結果の変動の問題、これが指摘されている一般の事業についても同様の指標を規制するということがあり得るのではないかとというような可能性の議論についても意見がございました。

それから、②のように、標本がえに伴うバイアスをできるだけ小さく抑えるということで、さらに一歩進んでサンプリングのローテーションというような手法を検討すべきではないかとというようなご意見もございました。

全般的には、標本設計については、標準誤差等の検証のもとに丁寧な設計が行われているという意見がございました。

それから、回収率につきましては、特に今回さまざまな分野、特に貸金業、投資業等について対象としているので、回収率が高まるように、実施部局において努力してほしいというような意見がございました。

それから、外資系企業の扱いについては、本調査で外資系企業の扱いを調査対象とするのかしないのか。あるいは、その重要性にかんがみて、今後どのように把握

可能性について検討していくのかという点について議論がございました。後ほど、またこの点についてはご報告をさせていただきたいと思えます。

それから、集計結果公表につきまして、これもさまざまなご意見がございましたが、①あるいは②にも書いてございますけれども、金融庁のEDINET等において公表されている既存データとのそごが生じないように、あるいは集計結果公表に当たっては、データの整合性、正確性をぜひ担保してほしいというような意見がございました。

それから、③でございませけれども、金融・保険業に係る表章様式に関連いたしまして、一般の事業に係る表章様式に準じた形で形成されているけれども、独自のものがあるのかなのかということについて確認をしたいというようなご意見。あるいは、5番目、あるいは6番目にございませが、財務比率データのうちで、関係団体との調整の過程で表章するのが好ましくないというものも、適切ではないというものもあるようだけれども、例えば、保険業のうちで、損害保険会社の配当率等のデータについても、表章するようなことはあり得るのかどうかというようなご意見がありました。

それから、⑦のように利用者のニーズ、そういったものを配慮すると、銀行業あるいは貸金業、保険業等について、特に保険業、これはここでも議論がなされましだけれども、業種を細分化して表章していくということについて検討すべきではないかというような、同じような意見が出されております。

それから、⑧のところを書いてございませけれども、金融・保険業については調査客体を2年間固定するということになるわけですが、調査客体の負担が大きいということになっております。この結果、表章に当たっては、負担に見合ったデータを提供していくということも重要でありますので、例えば、結果表章の中でパネルデータ化して種々の分布情報を公表するというところで、新しくこういう調査をやったことの意味がさらに高まるということもあり得るのではないかという積極的な、建設的な意見もございました。

以上のような議論がございまして、その議論を踏まえた上で、順番に議論を整理していったわけではありますが、最初にご紹介いたしました調査対象業種への金融・保険業の追加という大きな入り口のところにつきましては、今回企業を対象とする産業横断的な調査の中に、これまでのところは金融業を対象とするものが、ごく一

部でありますけれども、国民経済計算における設備投資の推計等を行うにおいても統計的把握のベースとしては十分なものには現在なっていないと。あるいは、行政記録については、金融・保険業の一部業種に限られているということ。あるいは、その把握周期の問題、それから守秘義務というようなことから、利用上の制約の問題もあるというさまざまな現状をかんがみますと、財務諸表ベースに産業横断的に国内の法人企業の経済活動の実態をとらえる、この法人企業統計に金融・保険業を調査対象として追加するという点については、統計の体系的整備の観点から妥当ではないかということで整理をいたしました。

個々の論点につきましては、部会長論点メモとして整理をした上で、次回以降の審議の対象とするということにいたしまして、第89回部会を閉じたというのが、まず最初のご報告であります。

実はもう一つ、昨日、第2回目の第90回部会を開催いたしました。何分にも昨日の午後の開催でございますので、本日の統計審議会の資料としてお示しするには至っておりませんが、次回の統計審議会が最後の会ということになりますので、差し支えなければ口頭でその概要を説明させていただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

美添会長) はい。

若杉委員) ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、第90回の部会につきまして、ご報告をさせていただきます。

第90回では、前回の部会での意見を踏まえまして、私の方から論点メモを作成し、提示をいたしました。その内容に沿って審議を行うということについて了解をいただきまして、議論が始まったわけでございます。各論点につきまして、実は、その論点メモに相当した実施部局の財務省の方から、その後の検討状況をまずご説明いただき、それを踏まえて審議を行ったということでございます。

まず最初に調査対象業種の追加、その点につきましてであります。これは、今回の金融・保険業の追加に伴いまして、これまで是一般業種につきましては営利法人のみを調査対象としているということでございますが、今回追加する金融・保険業では、業態の特殊性にかんがみてその実態を的確に把握するという必要性から、信用協同組合等、組合組織のものについて、あるいは相互会社、そういったものに

についても含めるということについて議論がありまして、これは適当であろうということになりました。ただし、一部の組合等を対象外としているという点については、引き続き次回部会で検討するということが若干残っております。

それから、外資系企業につきましては、本来、この法人企業統計におきましては、本邦に本社を有している企業であれば、外資の有無を問わずすべて対象となるということをごさいますて、逆に言いますと、本社を有しない企業につきましては、本法人企業統計が事業所統計ではありませんで、企業統計であるということから、対象としていないということが確認をなされておまして、これに沿って今回も整理をするということではないだろうかということの意見の一致が見られております。ただし、本店を有するとの表現につきましては、多少誤解を生ずる可能性がないだろうかという意見がございますので、この点については調査票の検討も含め、引き続き議論をするということになっております。

それから、先ほどの分類部会のご報告にごさいましたように、今回改定となります標準産業分類、「金融・保険業」においてもかなりの改定になりますので、それと整合的になりますような業種区分を適切に整理をするということで、次回それを整理するということになりました。これが、調査対象に関する議論であります。

次に、調査事項、調査票につきましてでありますけれども、金融・保険業の特性を踏まえて、調査事項につきましてはおおむね統計需要に適合したものというふうに考えられますけれども、前回の議論が行われたときの部会での議論で見られましたように、貸借対照表あるいは損益計算書関連の項目をもう少し深く分析する観点から、従業者数について、いわゆる正社員あるいはそうでない人たちに分割して把握すべきではないかという意見が出されました。他方で、昨今の状況から見て、正社員という概念規定が適切なのかどうかというような議論もございました。国際比較等の観点から、むしろフルタイム換算でデータをとることの方が重要ではないかというような議論もあり、しかしながら、そうなったときには客体の負担が大変になるというような議論もございました。いずれにしましても、これは金融・保険業独特の問題では必ずしもなくて、一般業種も含めてさらに検討すべき事項であるということをごさいますので、引き続き従業者の内訳を把握することについて、法人企業統計でどこまで立ち入るかということにつきましては、次回の部会で検討することになりました。

それから、所有権移転ファイナンス・リース取引の取り扱いにつきましては、リース会計基準の適用が、これが適切に調査に反映されるように調査票あるいは記入要領の適切な追加を行うということで、了解に達した次第であります。

それから、標本設計につきましては、試験調査結果をもとに精度計算等の十分な検証を行った上で設計されている。あるいは、各階層の標本数も十分に担保されているのではないかとこのように考えられますところから、これにつきましては、ほぼ適切ではないかということで了解が得られました。

それから、調査実施者の方から、今後の問題として、金融・保険業以外の業種についても、標本設計の見直しを行っていく中で、その層化区分の集約化、これを検討課題としていきたいというご発言がありまして、部会において了承されました。

それから、調査方法でありますけれども、調査方法につきましては、金融・保険業について、年次別の調査あるいは四半期別の調査、これを同一法人で対象とすると。それから、調査対象を2年間継続して調査するということが今回出されておりますが、これはデータの安定性を図る観点から適切ではないかというようなことで意見の一致を見た次第であります。

これに関連して、調査実施部局の方から、今後の問題ではありますけれども、金融・保険業に係る調査における検証結果を踏まえながら、金融・保険業以外の業種においても、年次別の調査及び四半期別調査で同一法人を対象とするということ。あるいは、調査対象を2年間継続していくというようなこと。さらに、標本がえに伴う調査結果の変動をより小さくするという意味において、四半期あるいは半期ごとに標本がえを行うという方法を導入すること、こういった点については、検討課題としていきたいというようなご意見が披露されまして、これについても部会で了承をいたしました。

最後の集計・公表につきましてはでありますけれども、この業種に関連したさまざまな統計を集計・公表するに際して、原則は、これまで法人企業統計では日本標準産業分類の中分類レベルで業種区分して表章するとしておりました。金融・保険業についてもこの原則を適用するということが諮問の原案が出されております。ただし、この審議会の場でも議論がございましたように、保険業につきましては、生命保険業と、それから損害保険業の業態の違いを反映した、そういった形での表章をするということについて議論すべきではないかというようなご意見がなされました。

これにつきまして、現行の一般業種につきましては、原則としては中分類であります。ごく一部例外的にニーズ、需要ニーズの方の意見も酌み取った形で例外的な表章の仕方あるいは区分の仕方が見られているということもかんがみまして、ニーズが非常に強いこの保険業につきましては、どのような形で分割して表章していくかということについては、引き続きニーズが反映されるような方向で、次回部会で検討するという事で検討課題としております。保険業以外のその他につきましては、諮問原案の業種区分の結果表章でおおむね妥当ではないかということで、合意が得られているというふうに考えております。

口頭で大変申しわけないのでありますけれども、以上のようなことで、ある程度議論が煮詰まりつつあるという状況でございます。次回の8月21日、第91回の部会では、今申し上げたような検討課題となっている指摘を踏まえた上で、諮問案の場合によっては改定案という形で調査実施部局から案を提示していただき、それをもとにして、残された課題について審議を行って、その上で答申骨子案について審議に入るという予定にしております。最終的な予定としては8月28日に第92回部会で答申案について審議、取りまとめを行いたいというふうに考えておりました、9月の統計審議会に答申案のご報告ができるように準備をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

美添会長) ありがとうございます。ご質問、ご意見等をお願いします。いかがでしょうか。

特に2回目、第90回の部会につきましては、口頭での説明だったので、十分フォローできないところがあったかもしれませんが、部分的に議論が進んでいるということがよくわかりました。ご質問等はございますでしょうか。

私からちょっと1つだけというか2つお願いなんです。89回の部会の結果概要のところでもっとだけ、可能かどうかですが、事務的に可能だったら表現をちょっと検討していただきたいところがあります。

8ページの標本設計のところについて、まず①で4行目以降ですけれども、「調査客体を2年間継続して調査する方法を採用することとしており、」の後、「そのバイアスの状況等について」という表現、「バイアス」という言葉が次の②の「標本替えに伴うバイアスをより小さくするため、」とあるんですが、ちょっとこの表現は、部会でどういう議論だったかわかりませんが、バイアスが強過ぎて、私の理

解では、これは不連続性を指している言葉だろうと思うんです。もしお認めいただけるのであれば、これは両方とも不連続性という表現にした方が、内容をより明確にあらわすんだらうと思います。統計学的にはバイアスという話がどこかにあるとはいいながら、この問題は、例えば②は標本がえに伴ってバイアスが生じるのではなくて、バイアスを小さくするために標本がえをするという趣旨の議論のはずですので、この表現だと何か逆の方向に見えてしまう。小さなことですが、もし検討可能でしたら、ぜひそこをお願いします。

若杉委員) 今の点につきましては、趣旨はそのような趣旨と私も理解しておりますので、事務的に正しい表現を考えたいと思います。

美添会長) もし可能でしたら、誤解のないように、鋭意検討をお願いします。

ほかにありますか。

基本的には、審議会でも指摘されてきた内容が、ほぼその方向に沿って議論されているようですので、特段難しい問題はないかとも思いますが、先ほどの報告のように、幾つかは金融・保険業にかかわらず、他の業種についても当てはまるような指摘が幾つかなされておまして、それに関しては、例えば調査方法については、実施者側から将来の検討課題として既に整理をしたいという発言があったという報告もありました。そのような方向で、幾つかはおまとめいただくことになろうかと思えます。

ほかになければ、もう一つ私から発言させていただきますけれども、業種の分割について可能かという議論がなされているという報告がありました。原則は大分類で、これは事業所の分類ではなくて企業の分類、それも厳密に、例えば事業所・企業統計とか工業統計等の結果を踏まえた企業分類ではないわけですから、余り厳密に一般の業種で中分類以下というのを考えることは、この統計について余り意味がないのだろうと私は理解してきたところです。しかし、保険業に関しては議論が例外的にあるようで、それについて、分割した方が適当なのかどうかは、部会の課題として次回検討されるということですので、それはほかの業種の一般論とは切り離れた形でやるということでしたから、その方向でいいのではないかと思います。

ほかにございますか。実施者側から、何か今の点についてありますか。

―――) いえ、特には。

美添会長) 時間もありませんので、大変申しわけありませんが、特段質問がないという理

解でよろしいでしょうか。

では、部会長が大変丁寧に整理していただきましたので、今、ご説明いただいた課題を次回の部会でもご検討いただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

2 その他

美添会長) それでは、報告事項に移ります。

平成19年7月には、指定統計調査等について、軽微な承認案件として処理したものはありませんでした。

また、統計報告の徴集につきましては、お手元の資料2にありますとおり、総務大臣が承認した旨の報告がありました。後ほどご確認をお願いいたします。

予定された議事は以上ですが、ほかに何かご発言のある方はございますでしょうか。

それでは、次回のご案内を申し上げます。次回の統計審議会は9月14日（金）午後4時です。午後4時より総務省第1特別会議室において開催する予定です。事務局から追って連絡が参りますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、第652回統計審議会を終了いたします。

関連してお知らせがございます。この後、約15分ほどをめぐりにしまして、虎ノ門の霞山会館において大内賞委員会が開催されます。時間も短いことですが、なるべく早くお集まりいただきますように、よろしくご協力……（録音終了）

— 以上 —